

○	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第二条関係）	20
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（第三条関係）	26
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	30
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）（附則第七条関係）	31
○	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）（附則第八条関係）	32
○	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）（附則第九条関係）	33
○	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）（抄）（附則第十条関係）	34
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）（附則第十一条関係）	35
○	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）（附則第十二条関係）	36

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>—<u>第二条</u>の三）</p> <p>第一章の二 流域別下水道整備総合計画（<u>第二条</u>の四）</p> <p>第二章〜第三章（略）</p> <p>第三章の二 <u>下水道管理者の間の連携等</u>（<u>第三十一条</u>の二—<u>第三十一条</u>の五）</p> <p>第四章 雑則（<u>第三十一条</u>の六—<u>第四十三条</u>）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、<u>改築、修繕、維持その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図るとともに、下水道の基盤の強化を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</u></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、<u>第九条</u>第一項の規定により公示された区域（<u>第九条</u>の二第四項の規定により公示された区域を除く。）をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>・<u>第二条</u>）</p> <p>第一章の二 流域別下水道整備総合計画（<u>第二条</u>の二）</p> <p>第二章〜第三章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 雑則（<u>第三十一条</u>の二—<u>第四十三条</u>）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、<u>第九条</u>第一項の規定により公示された区域をいう。</p>

八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域（第九条の二第五項において準用する同条第四項の規定により公示された区域を除く。）をいう。

九 (略)

(基本方針)

2 | 第二条の二 国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（第二条の四第二項第一号を除き、以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

1 | 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 | 下水道の整備に関する基本的事項

二 | 下水道の基盤の強化に関する基本的事項

三 | 下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項

四 | 下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項

五 | 下水道管理者（第四条第一項に規定する公共下水道管理者、

第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び第

二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。以下同じ

。）の間における次に掲げる取組（以下「下水道管理者の間の

連携等」という。）の推進に関する事項

イ 市町村の区域を超えた広域的な連携

ロ 二以上の公共下水道、流域下水道又は都市下水路の一体的

な管理

六 | 下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の

活用に関する事項

七 | その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項

3 | 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

九 (略)

(新設)

(責務)

第二条の三 国は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならない。

第二条の四 (略)

2 5 4 (略)

5 前項の規定による申出を受けた都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理(次章第二節を除き、以下単に「管理」という。)に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができる。

6 流域別下水道整備総合計画は、基本方針に即するものでなければならない。

7 (略)

8 都府県は、第一項の規定により二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生ずる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都府県及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

9 10 (略)

11 都府県は、第一項の規定により第八項に規定する流域別下水道

(新設)

第二条の二 (略)

2 5 4 (略)

5 前項の規定による申出を受けた都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができる。

(新設)

6 (略)

7 都府県は、第一項の規定により二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都府県及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

8 9 (略)

10 都府県は、第一項の規定により第七項に規定する流域別下水道

整備総合計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

12・13 (略)

(管理)

第三条 公共下水道の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、都道府県は、第三十一条の二第三項の規定により当該都道府県の定める同条第一項に規定する広域連携推進計画に当該都道府県による公共下水道の管理（設置を除く。以下この項において同じ。）に関する事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができる。

(事業計画の策定)

第四条 (略)

2・5 (略)

6 公共下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、同法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

整備総合計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

11・12 (略)

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(新設)

(事業計画の策定)

第四条 (略)

2・5 (略)

(新設)

7| (略)

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〜四 (略)

五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第四項及び次条第四号において同じ。)

六 (略)

2| 前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路(道路法による道路をいう。以下同じ。)の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の公共下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

3| 前条第一項の事業計画においては、第一項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨(以下「計画降雨」という。)を定めることができる。

4| (略)

5| 第一項から第三項までの事業計画の記載方法その他その記載に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一〜四 (略)

五 基本方針に即したものであること。

六〜八 (略)

(構造の基準)

第七条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は

6| (略)

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〜四 (略)

五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。)

六 (略)

(新設)

2| 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨(以下「計画降雨」という。)を定めることができる。

3| (略)

4| 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

五〜七 (略)

(構造の基準)

第七条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は

公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止することができ
るものであつて、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況
、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣
化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、
かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において
公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考
慮したものでなければならぬ。

2 | 公共下水道の構造について公衆衛生上重大な危害が生じ、又は
公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から必
要とされる技術上の基準は、政令で定める。

3 | 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造の技術上の基準
は、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方
公共団体の条例で定める。

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の三 (略)

2 (略)

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うため
の公共下水道の施設の点検及び安全性の評価並びに災害の発生時
において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関
する基準を含むものでなければならぬ。

(計画的な改築等)

第七条の四 公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域に
おける降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすお
それのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の
状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならない
。

2 | 公共下水道管理者は、国土交通省令で定めるところにより、公
共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支

公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政
令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

(新設)

2 | 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定め
る基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で
定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の三 (略)

2 (略)

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うため
の点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するた
めの応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならぬ。
。

(新設)

の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(供用開始の公示等)

第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項の変更(次条第一項の規定による当該区域の全部又は一部の廃止を伴う変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と、「次条第一項」とあるのは「次条第五項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(排水区域等の廃止)

第九条の二 公共下水道管理者は、排水区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域の全部又は一部の下水を排除する必要がなくなつたと認める場合には、当該排水区域の全部又は一部を廃止することができる。

2 公共下水道管理者は、排水区域の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を第四項の公示の日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

(供用開始の公示等)

第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(新設)

3 公共下水道管理者は、前項の規定による公示をしようとするときは、当該公示に係る区域内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならない。ただし、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除に代わる措置として国土交通省令で定めるものを講ずる場合は、この限りでない。

4 公共下水道管理者は、第一項の規定により排水区域の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

5 前各項の規定は、処理区域の全部又は一部を廃止する場合に準用する。この場合において、第一項中「排除する」とあるのは「処理する」と、前三項中「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と、第三項ただし書中「排除」とあるのは「処理」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠（きよ）その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

三 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（同項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠（きよ）その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一・二 (略)

三 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

4 排水区域のうち前条第二項の規定により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、第一項の規定にかかわらず、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができる。

（水洗便所への改造義務等）

第十一条の三 処理区域（第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2 5 6 （略）

（都道府県による復旧工事の代行）

第十四条の二 第二十五条の二十二第一項の規定により流域下水道を管理する都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、第三条の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2 前項の都道府県は、同項の規定により公共下水道の復旧に關す

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（新設）

（水洗便所への改造義務等）

第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2 5 6 （略）

（新設）

る工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の規定により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合には、第二十二條第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

4 第一項の規定により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は同項の市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

5 第二項の規定により公共下水道管理者に代わつてその権限を行う都道府県は、第五章の規定の適用については、公共下水道管理者とみなす。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六條 公共下水道管理者以外の者は、前三條、第三十一條の五及び道路法第二十條の三の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(損傷等負担金)

第十八條 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為又はその機能を著しく妨げた行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事又は維持に要する費用については、その必要

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六條 公共下水道管理者以外の者は、前二條の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(損傷負担金)

第十八條 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者

を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(使用料)

第二十条 (略)

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 (略)

二 能率的な管理の下における適正な原価に、改築を実施するた
め将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加え
たものを超えないものであること。

三 (略)

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこ
と。

3 前項各号の原則によつて使用料を定めるに当たつて必要な技術
的細目は、国土交通省令で定める。

4 (略)

(施設の工事及び維持管理の状況の公表)

第二十三条の二 公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及
び維持管理の状況に関する情報であつて国土交通省令で定める事
項について、国土交通省令で定めるところにより、インターネッ
トの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二十三条の三 (略)

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほ
か、公共下水道の管理に關し必要な事項は、公共下水道管理者で
ある地方公共団体の条例で定める。

にその全部又は一部を負担させることができる。

(使用料)

第二十条 (略)

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 (略)

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものである
こと。

三 (略)

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
。

3 (新設)

(略)

(新設)

第二十三条の二 (略)

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほ
か、公共下水道の設置その他の管理に關し必要な事項は、公共下水
道管理者である地方公共団体の条例で定める。

(管理)

第二十五条の二十二 流域下水道の管理は、都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の管理を行うことができる。

(事業計画の策定)

第二十五条の二十三 (略)

2 6 (略)

7 流域下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

8 (略)

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の二十四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

四 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第四項及び次条第四号において同じ。）

五 (略)

2 前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

(管理)

第二十五条の二十二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

(事業計画の策定)

第二十五条の二十三 (略)

2 6 (略)

(新設)

7 (略)

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の二十四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

四 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。）

五 (略)

(新設)

3| 前条第一項の事業計画においては、第一項各号に掲げるものほ
か、計画降雨を定めることができる。

4| (略)

5| 第一項から第三項までの事業計画の記載方法その他その記載に
関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第二十五条の二十五 第二十五条の二十三第一項の事業計画は、次
に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一〜四 (略)

五| 基本方針に即したものであること。

六・七 (略)

(準用規定)

第二十五条の三十 第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二
条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第
十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の三ま
で及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く
。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「
排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定
施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下
水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設
又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該
流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。
）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替える
ものとする。

2 第七条から第八条まで、第十五条から第十八条まで、第二十
一条第一項、第二十二條から第二十三条の三まで及び第二十五条の
規定は、雨水流域下水道について準用する。

2| 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるものほ
か、計画降雨を定めることができる。

3| (略)

4| 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し
必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第二十五条の二十五 第二十五条の二十三第一項の事業計画は、次
に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

五・六 (略)

(準用規定)

第二十五条の三十 第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二
条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第
十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二ま
で及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く
。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「
排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定
施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下
水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設
又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該
流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。
）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替える
ものとする。

2 第七条から第八条まで、第十五条から第十八条まで、第二十
一条第一項、第二十二條から第二十三条の二まで及び第二十五条の
規定は、雨水流域下水道について準用する。

(管理)

第二十六条 都市下水路の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならぬ。

(準用規定)

第三十一条 第七条の二、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の三及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第三章の二 下水道管理者の間の連携等

(広域連携推進計画)

第三十一条の二 都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、下水道管理者の間の連携等の推進に関する計画(以下「広域連携推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 広域連携推進計画においては、下水道管理者の間の連携等を推進する区域(以下「計画区域」という。)を定めるほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項
- 二 計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の

(管理)

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(準用規定)

第三十一条 第七条の二、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

- 現況及び将来の見通し
- 三 計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項
- 四 計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項
- 3 前項第三号に掲げる事項には、市町村における公共下水道の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道の管理（設置を除く。以下この項及び第六項において同じ。）を都道府県が行うことが適当であると認められるときは、当該都道府県による当該公共下水道の管理に関する事項を記載することができる。
- 4 第二項第三号に掲げる事項には、第三十一条の五第一項の規定に基づく連携協力下水道の管理に関する事項を記載することができる。
- 5 都道府県は、広域連携推進計画を定めようとするときは、関係下水道管理者の同意を得なければならない。
- 6 市町村である公共下水道管理者は、第三項の規定により当該市町村が管理する公共下水道の管理に関する事項が定められている広域連携推進計画について前項の同意をしようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 7 下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、共同して、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、広域連携推進計画を定めることを要請することができる。
- 8 都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認めるときは、広域連携推進計画を定めるものとする。
- 9 都道府県は、広域連携推進計画を定めようとする場合において、次条第一項に規定する都道府県協議会が組織されているときは、当該広域連携推進計画に定める事項について当該都道府県協議

会における協議をしなければならない。

10| 都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣に報告するとともに、関係下水道管理者に通知しなければならない。

11| 都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

12| 第五項から前項までの規定は、広域連携推進計画の変更について準用する。

(都道府県協議会)

第三十一条の三 広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができる。

2| 都道府県協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

一 広域連携推進計画を定めようとする都道府県

二 関係下水道管理者

三 学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者

3| 第一項の規定により都道府県協議会を組織する都道府県は、都道府県協議会において同項に規定する協議を行うおうとするときは、前項第二号に掲げる者であつて都道府県協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4| 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5| 都道府県協議会において協議が調つた事項については、都道府県協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6| 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の運営に関し必要な事項は、都道府県協議会が定める。

(管理者協議会)

(新設)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は

は都市下水道管理者は、下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「管理者協議会」という。）を組織することができる。

2 管理者協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

3 学識経験を有する者その他の管理者協議会が必要と認める者
管理者協議会において協議が調った事項については、管理者協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、管理者協議会の運営に関し必要な事項は、管理者協議会が定める。

（連携協力下水道の管理）

第三十一条の五 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水道のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 第三十一条の二第四項の規定により広域連携推進計画に前項の規定に基づく当該連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならぬ。

3 第一項の規定による協議が成立した場合には、関係下水道管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

4 第一項の規定による協議に基づき関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合には、こ

（新設）

（新設）

これらの者は、政令で定めるところにより、当該連携協力下水道の管理者に代わつてその権限を行うものとする。

5| 連携協力下水道の管理に要する費用の負担については、関係下水道管理者が協議して定めるものとする。

(市町村の負担金)

第三十一条の六 第三条第二項若しくは第三項又は第二十五条の十二第二項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 (略)

(窒素含有量又は磷含有量の削減に係る負担金)

第三十一条の七 第二条の四第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、当該高度処理終末処理場の管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

(削る)

(市町村の負担金)

第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の二十二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 (略)

(窒素含有量又は磷含有量の削減に係る負担金)

第三十一条の三 第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

(協議会)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
2| 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

(災害の発生時における連携及び協力の確保)

第三十一条の八 国、都道府県、市町村及び下水道管理者並びにその他の関係者は、災害の発生時における速やかな下水道の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(特別区に関する読替)

第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項及び第三項並びに第三十一条の六の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の管理を行うものとする。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることが出来る者

三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(新設)

(特別区に関する読替)

第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p> 第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条の三）</p> <p> 第二節 第十五節（略）</p> <p>第四章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（占有物件等維持修繕協定の締結）</p> <p>第二十条の三 道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占有者（第三十二条第三項に規定する道路占有者をいう。以下この節において同じ。）との連携により道路及び占有物件（第三十九条の八に規定する占有物件をいう。第一号において同じ。）の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占有者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「占有物件等維持修繕協定」という。）を締結することができる。</p> <p>一 占有物件等維持修繕協定の目的となる道路及び占有物件（次号及び第三号において「協定占有物件等」という。）</p> <p>二 協定占有物件等の維持又は修繕の内容</p> <p>三 前号の協定占有物件等の維持又は修繕に要する費用の負担の方法</p> <p>四 占有物件等維持修繕協定の有効期間</p> <p>五 占有物件等維持修繕協定に違反した場合の措置</p> <p>六 その他必要な事項</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p> 第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条の二）</p> <p> 第二節 第十五節（略）</p> <p>第四章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

(協議会)

第二十八条の二 密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議、公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。次条において同じ。）その他の道路の路面下に工作物、物件又は施設を設ける道路占有者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議及び連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 (略)
- 二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる道路占有者その他の者
- 三 (略)

3・4 (略)

(公共下水道管理者等が行う点検への協力)

第二十八条の三 道路管理者は、下水道法第四条第六項及び第五条第二項又は同法第二十五条の二十三第七項及び第二十五条の二十四第二項の規定により同法第四条第一項又は第二十五条の二十三第一項の事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は同項に規定する流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。

(協議会)

第二十八条の二 密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 (略)
- 二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者
- 三 (略)

3・4 (略)

(新設)

(道路の占用の許可)

第三十二条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号のいづれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二 二七 (略)

八 工作物、物件又は施設(電柱、電線、水管、下水道管、ガスパ管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。)の維持管理に関する事項

3 (略)

4 道路占有者は、道路の占用に関する工事(道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。)を完了したときは、

国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状態を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

5 第一項又は第三項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、速やかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

6 (略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいづれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同

(道路の占用の許可)

第三十二条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二 二七 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 (略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいづれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同

条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2
5
6 (略)

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)、下水道法、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定するガス事業(同条第二項に規定するガス小売事業を除く。))の用に供するものに限る。又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2
(略)

条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2
5
6 (略)

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定するガス事業(同条第二項に規定するガス小売事業を除く。))の用に供するものに限る。又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2
(略)

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができ旨を、次の各号のいずれかに該当しないこと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 (略)

二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第八号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 5 (略)

(占用予定者の選定)

第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第八号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 6 (略)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第二十条の三の規定により締結されている占用物件等維持修繕協定の内容に従って費用を負担する場合及び第五十九条の規定の適用がある場

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができ旨を、次の各号のいずれかに該当しないこと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 (略)

二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 5 (略)

(占用予定者の選定)

第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 6 (略)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の

合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなればならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>十五～四十二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十八号、第三十四号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第五項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）」とする。</p> <p>6～10 （略）</p>	<p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。</p> <p>十五～四十二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十八号、第三十四号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可、承認又は認定については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）」とする。</p> <p>6～10 （略）</p>

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇五 (略)

五の二 道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

六〇七 (略)

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議を行うものに限る。)を組織すること。

八〇十四 (略)

十五 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

二〇十 (略)

11 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第五号の二、第七号、第九号から第十一号まで、第十二号の二、第十三号又は第十五号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

12 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〇五 (略)

(新設)

六〇七 (略)

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。)を組織すること。

八〇十四 (略)

(新設)

二〇十 (略)

11 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第七号、第九号から第十一号まで、第十二号の二又は第十三号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

12 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又

は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一・二 (略)

二の二 道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

三〇七 (略)

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議を行うものに限る。）を組織すること。

八 (略)

九 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十〇三十九 (略)

四十 下水道法第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

二〇七 (略)

（会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一・二 (略)

（新設）

三〇七 (略)

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。）を組織すること。

八 (略)

九 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十〇三十九 (略)

（新設）

二〇七 (略)

（会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議を行うものを除く。）を組織すること。

四〇十四 (略)

2 (略)

（公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

一 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議を行うものを除く。）を組織すること。

二〇十二 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）を組織すること。

四〇十四 (略)

2 (略)

（公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

一 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）を組織すること。

二〇十二 (略)

2 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき<u>損傷等負担金</u>、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料</p> <p>四 (略)</p>	<p>附則</p> <p>第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき<u>損傷負担金</u>、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料</p> <p>四 (略)</p>

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>第三十一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）<u>第二条第八号に規定する処理区域（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）内においては、便所は、水洗便所（污水管が同法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）</u>以外の便所としてはならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第三十一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）<u>第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）</u>以外の便所としてはならない。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第二十六条（略） 2・3（略） 4 事業団は、第一項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法第二条の四第一項に規定する水質環境基準をいう。以下この項において同じ。）が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。 5（略）</p> <p>（事業団の意見の聴取） 第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第七項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の二十三第八項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（業務の範囲） 第二十六条（略） 2・3（略） 4 事業団は、第一項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法第二条の二第一項に規定する水質環境基準をいう。以下この項において同じ。）が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。 5（略）</p> <p>（事業団の意見の聴取） 第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の二十三第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければならない。</p>

○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十二条の四 市町村は、当該市町村の区域（下水道法第二条第八号に規定する処理区域（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）及び同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域を除く。）のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水（以下「汚水」という。）の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>第十二条の四 市町村は、当該市町村の区域（下水道法第二条第八号に規定する処理区域及び同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域を除く。）のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水（以下「汚水」という。）の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

○ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県計画） 第五条（略） 2～5（略） 6 都道府県計画は、基本方針に即するとともに、市町村が地域水道原水水質保全事業の実施について定めている計画に適合し、かつ、都道府県計画に第二条第四項第一号に掲げる事業が定められるときは、第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて、下水道法第二条の四第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に適合するものでなければならない。</p> <p>7～10（略）</p>	<p>（都道府県計画） 第五条（略） 2～5（略） 6 都道府県計画は、基本方針に即するとともに、市町村が地域水道原水水質保全事業の実施について定めている計画に適合し、かつ、都道府県計画に第二条第四項第一号に掲げる事業が定められるときは、第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて、下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に適合するものでなければならない。</p> <p>7～10（略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の意見の聴取） 第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 下水道法第四条第七項の公共下水道の事業計画の変更</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（機構の意見の聴取） 第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更</p> <p>五・六 （略）</p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（流域下水道に関する特例）</p> <p>第二十条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二十三第一項の事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第二十五条の二十二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県）及び全ての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の二十三第八項において準用する同条第一項の規定により変更したときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（流域下水道に関する特例）</p> <p>第二十条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二十三第一項の事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第二十五条の二十二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県）及び全ての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の二十三第七項において準用する同条第一項の規定により変更したときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>2・3 （略）</p>